

市政記者クラブ 様

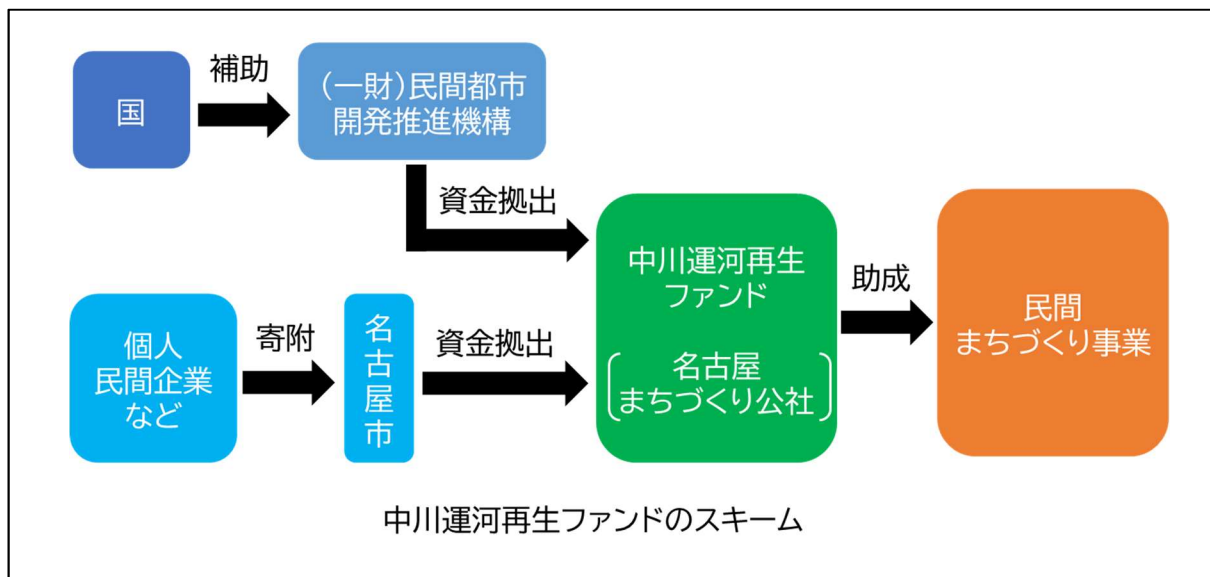
住宅都市局都市整備部名港開発振興課
担当 伊藤、尾造（電話 972-2784）
名古屋まちづくり公社経営企画室
担当 丹羽、花村（電話 222-2314）

寄附金を活用した中川運河再生ファンドを設立 ～民間まちづくり事業を募集します！～

中川運河において、魅力的な水辺空間の形成等に資する民間の取り組みを促進するため、（公財）名古屋まちづくり公社に「中川運河再生ファンド」を設立することとなりました。併せて、同ファンドによる助成を行う民間まちづくり事業を募集するのでお知らせします。

1. 中川運河再生ファンドの概要

国土交通省が令和4年度より実施している（一財）民間都市開発推進機構（以下、民都機構）のまちづくりファンドの仕組みを通じて助成を行う「まちづくりファンド支援事業（共助推進型）」の活用にあたり民都機構より選定を受け、中川運河再生に賛同する個人の方等からの寄附と併せて、名古屋まちづくり公社に「中川運河再生ファンド」を設立し、「港と文化を感じる都心のオアシス」の形成に寄与する民間まちづくり事業の募集及び助成を実施する。



（参考）「まちづくりファンド支援事業（共助推進型）」の概要

- ・活動や取組自体への共感を持つ人々の寄附（ふるさと納税）等の「志ある資金」による資金拠出を受けながら、一定エリア内で自立的に行われるまちづくり活動を、国の補助を受けた民間機構が「まちづくりファンド」に資金拠出を行うもの

2. 民間まちづくり事業の募集概要（詳細は、募集要項を参照）

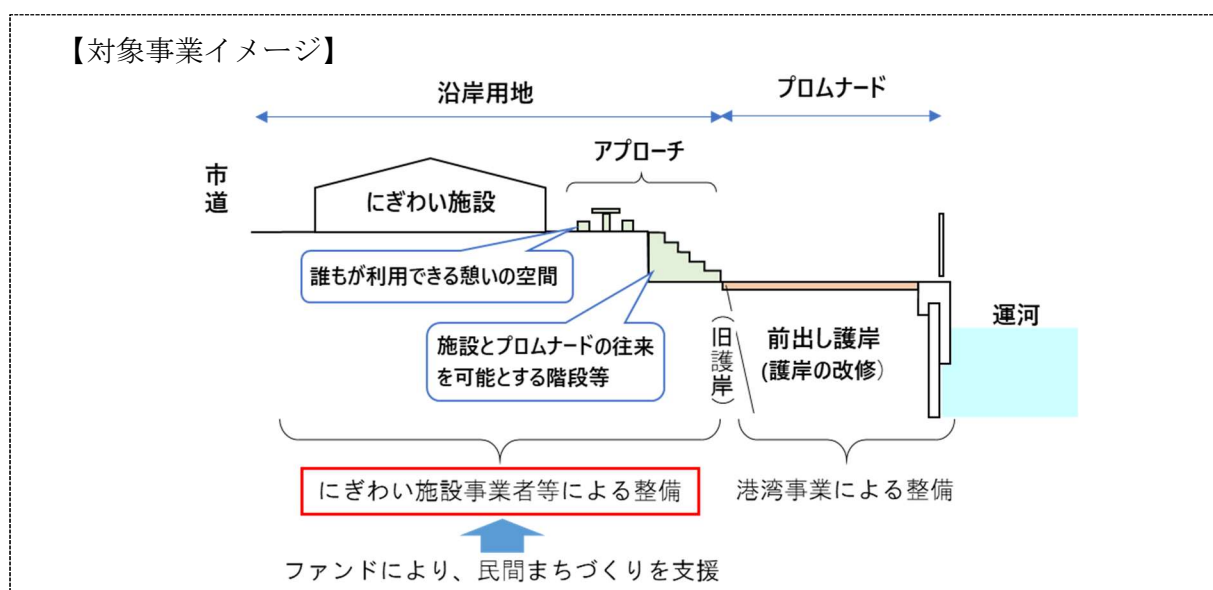
（1）対象区域

中川運河にぎわいゾーン地区内のまちなかウォークアブル区域(水面を含む)

（2）対象事業

中川運河の再生に資する都市利便増進協定等に基づく、以下に掲げる事業（当該事業と一体となるソフト事業を含む。）

- ・「にぎわいゾーン」の景観や施設の整備による居心地の良さの向上に資する事業
- ・水面、沿岸等を活用したにぎわいを創出する事業
- ・その他、「にぎわいゾーン」の魅力向上に資する事業



（3）応募できる方

- ・対象区域内の土地所有者若しくは借地権等を有する者又は建物所有者
- ・上記の者の承認を得て土地所有者等の土地又は建物を活用する者

（4）助成金額

助成対象経費の事業費又は1,000万円のうち、いずれか少ない額を上限に助成
※令和5年度全体で最大1,000万円

（5）募集期間

令和6年2月1日から令和6年3月31日（郵送のみで受付け。期間内消印有効）

（6）募集要項の配布・問合せ先

名古屋まちづくり公社のホームページ

(<https://www.nup.or.jp/news/development/nakagawa/>)

に掲載し、下記において配布。

配布場所 名古屋市中区丸の内二丁目1番36号（NUP・フジサワビル5階）

公益財団法人名古屋まちづくり公社 総務部 経営企画室

電話 052-222-2314 F A X 052-222-2339

受付時間 月曜から金曜日（祝日を除く）10時～17時（12時から13時を除く）